

第4回太子町農業委員会総会議事録

令和6年4月

太子町農業委員会

議 事 録

開催日時 令和6年4月22日(月)午前9時30分

開催場所 太子町役場行政棟3階ホール

出席委員 農業委員(14名)

- 1 番委員 赤松 光男
- 2 番委員 前田 俊春
- 3 番委員 新 多恵
- 4 番委員 大西 正美
- 5 番委員 山田 幸雄
- 6 番委員 森川 徹夫
- 7 番委員 塚本 芳文
- 8 番委員 朝生 憲敏
- 9 番委員 倉橋 輝明
- 10 番委員 塚原 栄一
- 11 番委員 檜皮 由美
- 12 番委員 長谷川 秀人
- 13 番委員 松本 雅邦
- 14 番委員 廣岡 正義

農地利用最適化推進委員(7名)

- 北川 智一
- 首藤 俊彦
- 八木 正実
- 佐々木 茂美
- 菅原 清隆
- 玉田 隆良
- 森川 明久

農業委員会事務局職員

- 事務局長 栗岡 秀成
- 事務局員 横田 大輔
- 事務局員 藤澤 寛将

事務局 定刻になりましたので、第4回太子町農業委員会定例総会を開始します。

議 長 本日はご多忙のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。ただいまの出席委員は、農業委員14名、推進委員7名です。太子町農業委員会会議規則第6条に定められている定足数に達しておりますので、会議は成立していることを宣言します。それでは、これより第4回農業委員会総会を開会します。

議 長 議事録署名委員については太子町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、8番朝生憲敏委員及び9番倉橋輝明委員を指名します。

議 長 今月の報告事項は2件となります。報告内容につきましては、今月開催しました各地区別農業委員会にて事務局より説明を受けておりますので、本日は割愛します。

議 長 それでは審議事項に入ります。本日の審議案件は、5条申請2件、非農地証明願が1件、農業振興地域整備計画の変更について、農用地利用集積計画の決定について、最適化活動の目標の設定について、となります。

議 長 まず、5条申請について審議します。事務局は説明をお願いします。

事務局 受付番号：30、区域区分：市街化調整区域、申請内容：農地法5条申請（賃借権設定）、農地の所在：太子町糸井[REDACTED]、登記地目：田、現況地目：田、面積：297㎡、太子町糸井[REDACTED]、登記地目：田、現況地目：田、面積：1,391㎡、太子町糸井[REDACTED]、登記地目：田、現況地目：田、面積：330㎡、譲受人：[REDACTED]、譲渡人：[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、転用目的：露天駐車場となっています。申請地は住宅等が連たんしているため第3種農地と判定される見込みです。なお、露天駐車場であるため、都市計画法等の手続きは不要です。
事務局からの説明は以上となります。

議 長 担当委員は説明をお願いします。

首藤委員 申請地の内容につきましては、事務局の方から説明いただいた通りであります。申請地は3筆あり、申請地の東側は2年前、[REDACTED]が規模を拡大し、大きな工場を建てられました。その工場建設時に、今回の申請地を機械を入れて作業する用地として、一時的に転用されました。その時の一時転用の際、農業委員会の審議を経て、兵庫県も現地に対して、一時的な転用ですけれども、許可を出し

ております。その工事が終わって、申請地の3筆は現状復旧されています。復帰
といいましても、地目は田ですが、現況は荒れた畑という表現が正しい。場所柄
から見ても、[REDACTED]さんが利用される前提で、地権者の方と売買の交渉をされ
ておられ、改めて露天駐車場への農地転用を目的に5条許可申請に至ったわけ
です。申請書類の中には、地元自治会長、あと水利代表からも同意書が添付され
ておりまして、私自身も[REDACTED]さんにお尋ねをして、計画は確かであるという
ことも確認をいたしました。

以上のことから、皆様のご審議をお願いしたいと存じます。

議 長 ただいまの、事務局及び担当委員の説明について、質問、意見等ございますか。

委員一同 (質問・意見なし)

議 長 この案件について、兵庫県に進達することとしてよろしい方は挙手願います。

委員一同 (挙手多数)

議 長 賛成多数でございますので、兵庫県に進達すると決定します。
次の案件に入ります。事務局は説明をお願いします。

事務局 受付番号：31、区域区分：市街化調整区域、申請内容：農地法5条申請（所有
権移転）、農地の所在：太子町糸井[REDACTED]、登記地目：田、現況地目：
田、面積：895 m²、譲受人：[REDACTED]、譲渡人：[REDACTED]
[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、転用目的：
露天資材置場用地となっています。

申請地は住宅等が連たんしているため第3種農地と判定される見込みです。
なお、露天資材置場であるため、都市計画法等の手続きは不要です。
事務局からの説明は以上となります。

議 長 担当委員は説明をお願いします。

首藤委員 申請地は、先ほどご承認いただいた受付番号30番の案件の土地から30mほど
東に位置します。この土地につきましては、譲渡人は[REDACTED]で所有さ
れておりますが、譲受人である[REDACTED]さんが、新しく建設された工場の周りを
駐車場、あるいは、資材置き場等々で利用するための農地転用の申請となりま
す。

登記は田で、現況は田といえば田ですが、保全管理だけされてる状況です。

この土地につきましても、地元自治会長、水利代表の同意書も出されておられます。

特に問題はないと思っております。

よろしくご審議をお願いいたします。

檜皮委員 水路について、問題はないですか。

首藤委員 この申請地の西の水路については、その水路の西側の家の雨水の排水のための水路となっております。一般的に水の流れは南に流れるようになっていますが、申請地西の水路は、北に流れるような勾配となっております。

水利代表の方の同意も得ており、南に水を流す必要もないという状況の中、問題はないと石海地区では判断しました。

議 長 ただいまの、事務局及び担当委員の説明について、質問、意見等ございますか。

委員一同 (質問・意見なし)

議 長 この案件について、兵庫県に進達することとしてよろしい方は挙手願います。

委員一同 (挙手多数)

議 長 賛成多数でございますので、兵庫県に進達すると決定します。
続きまして、非農地証明願について審議します。事務局は説明をお願いします。

事務局 受付番号：32、区域区分：市街化調整区域、申請内容：非農地証明願、農地の所在：太子町太田■■■■■■■■■■、登記地目：田、現況地目：宅地、面積：437 m²、太子町太田■■■■■■■■■■、登記地目：田、現況地目：宅地、面積：225 m²、願出人：■■■■■■■■■■となっております。

願出地の1つである太田■■■■■■■■■■の土地の上には、20年以上前から住宅が建築されており、願出地のもう1つである太田■■■■■■■■■■の土地の上には、20年以上前から納屋が建築されていることを平成11年の航空写真により、すでに農地ではないことを確認しています。事務局からの説明は以上となります。

議 長 担当委員は説明をお願いします。

佐々木委員

願出地は[]の南向かいで、[]から西へ 350mのところ、[]から言うと、南東へ 400mのところに位置します。願出地の 1 つ、[]には申請者の父親が昭和 41 年 3 月に住宅家屋を建築されました。その後間もなく、隣接土地の []の一部に倉庫を建築されました。

その後、申請者の父親から申請者の母親へ相続され、申請者の母親から申請者に令和 5 年 8 月に相続されました。相続登記の手続きの際、[]の一部と []が登記簿上、農地のままで現況が宅地になっていることが判明しました。

このたび、その是正をしたいということで、今年の 3 月に []を分筆し、倉庫が建っている部分を []としました。

その上で、今回の非農地証明の申請に至っております。

住宅家屋と倉庫が建ってから 50 年以上の年数がたっており、やむを得ないと思われま。宜しくご審議お願いします。

議 長

ただいまの、事務局及び担当委員の説明について、質問、意見等ございますか。

委員一同

(質問、意見なし)

議 長

この案件について、証明することとしてよろしい方は挙手願います。

委員一同

(挙手多数)

議 長

賛成多数でございますので、証明すると決定します。

続きまして、受付番号：33、太子農業振興地域整備計画の変更への意見について審議します。事務局は説明をお願いします。

事務局

太子農業振興地域整備計画の変更について意見を求める。農業振興地域整備計画の変更について、農用地からの除外 1 件の申請があり、農業振興地域の整備に関する法律施行令第 3 条第 1 項の規定により、太子町長より農業委員会の意見を求められています。なお、本案件について兵庫県との事前協議においては、異議なしとの回答を得ており、農用地区域からの除外が決定されれば農地転用許可要件を満たすこととなります。

なお、意見については農業委員会会長名で回答します。事務局からの説明は以上となります。

議 長

ただいまの、事務局の説明について、質問、意見等ございますか。

- 松本委員 この計画の変更と 5 条農地転用許可申請との違いは何ですか？
- 事務局 この計画の変更は、農業振興地域の中の農用地区域に設定されている土地を農用地区域から除外することに伴うものです。
- 5 条の農地転用許可申請は、農地を転用するための許可申請であり、太子農業振興地域整備計画の変更を経てからでなければ、農地転用許可申請はできません。
- 松本委員 今回の案件は、農用地区域の除外要件を満たしていますか？全ての要件を満たしているとは思えない。地域計画を策定しているところは除外できないのではないか。
- 事務局 申請地は、道沿いにあり、家もあって、隣接地に自社の工場があるという立地条件などから、兵庫県と町農政部局は、協議の上、除外の要件を満たしていると判断しています。
- また、兵庫県の担当から、圃場整備を今後していこうという地域で除外してもいいのかという意見もありましたが、この地区は、地域計画が未策定で、基本的に圃場整備事業区域の指定もできていない状況のため、町としても除外することはやむを得ないとの考えです。
- 議 長 事務局の説明のとおり除外の要件を満たしているかについては、地域と転用希望者との間での話し合いも重要になると思いますが、現時点では、要件をクリアできると、県の意見もそういう方向にあるという報告がありましたので、それを前提に検討していただくしかないと思います。
- 議 長 質問、意見等ございますか。
- 委員一同 (質問・意見なし)
- 議 長 意見がないようですので、太子農業振興地域整備計画の変更について意見無しと回答してよろしい方は挙手願います。
- 委員一同 (挙手多数)
- 議 長 賛成多数でございますので、意見無と回答します。
- 続きまして、農用地利用集積計画の決定について審議します。事務局は説明を

お願いします。

事務局

受付番号：34、農用地利用集積計画の策定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により決定を求めます。太子町長より令和6年4月3日付で農用地利用集積計画の決定を求められています。

申請総数：55筆、52,918㎡、権利種別：使用貸借55筆、52,918㎡、賃借0筆、0㎡、利用権の設定：再設定34筆、37,116㎡、新規21筆、15,802㎡、設定期間：3年31筆、29,209㎡、6年6筆、7,786㎡、10年18筆、15,923㎡

以上の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。事務局からの説明は以上となります。

議長

ただいまの、事務局の説明について、質問、意見等ございますか。

委員一同

(質問・意見なし)

議長

この案件について、農用地利用集積計画を原案どおり決定することとしてよろしい方は挙手願います。

委員一同

(挙手多数)

議長

賛成多数でございますので、農用地利用集積計画を原案どおり決定します。

続きまして、「最適化活動の目標の設定等」について審議します。事務局は説明をお願いします。

事務局

受付番号：35、最適化活動の目標の設定等につきまして、「太子町農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針」は、兵庫県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び太子町の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として、令和8年度末までに目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行います。

農業委員会は、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進といった農地等の利用の最適化の推進に係る活動を実施することとされており、その活動の目標等を設定し、公表することとなっています。

本案件につきましては、この目標案の決定についてご審議いただくものです。事務局からの説明は以上となります。

議 長 地区別農業委員会で、微修正することになった分について、説明して下さい。

事務局 黄区分の遊休農地の解消に向けた目標設定として、「関係機関と連携し、基盤整備事業など検討できないか調整を図る。」という文言を追加しました。
これを追加することでよろしいでしょうか。

廣岡委員 その文言を追加して、実際にその設定した目標が達成できないのではないか。
言葉は良いけど、できないことは記載しない方がいいのではないか。

事務局 昨年度までは、そういう背景も踏まえて、今回のような目標を設定していませんでしたが、先日の地区別農業委員会で、記載した方が良いという意見がありましたので、追加いたしました。

議 長 委員御指摘の通り、とても難しい目標だと思います。
太子町の農業委員会では、遊休農地・荒廃農地の発生防止、解消の部会がありますが、こちらの部会を中心に、研究、検討して、一步でも半歩でも進めるよう取り組んでいこうという意味でご理解いただきたいと思います。

議 長 他に、質問、意見等ございますか。

委員一同 (質問・意見なし)

議 長 この案件について、事務局からの説明のとおり、決定してよろしい方は挙手願います。

委員一同 (挙手多数)

議 長 賛成多数でございますので、決定します。
以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項は全て終了しました。
以上をもちまして、第4回太子町農業委員会総会を閉会します。

太子町農業委員会会議規則第 13 条 2 の規定により署名する。

太子町農業委員会

議 長
(会 長)

前田俊春

議事録署名委員
(8 番朝生憲敏委員)

朝生憲敏

議事録署名委員
(9 番倉橋輝明委員)

倉橋輝明